

# 障がいのある方への就労支援

～地域で自立した生活を送る環境づくりを目指して～

■問い合わせ先

市地域自立支援協議会 ☎(32)8900

下野市地域自立支援協議会就労部会では、障がい者の「働く」をテーマに調査・活動をしています。

今回、障がい者週間に合わせた特別企画として、障がいのある方の就労訓練先である「就労継続支援A型事業所」と「就労継続支援B型事業所」での取組みを紹介します。

障がい者週間は、多くの国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とした週間です。

## 就労継続支援 A 型事業所って？

就労継続支援A型事業（以下、A型事業）とは、障がいや難病のある方が、雇用契約を結んだうえで一定の支援がある事業所等で就労訓練を行うことができる障がい福祉サービスのことです。

A型事業所での就労は、基本的な部分は一般就労と変わりませんが、一般就労に比べて就労時間が短いため、給料が低いことが多いです。

勤務形態は事業所によって異なりますが、1日の実働時間は4～8時間程度であり、仕事内容は、

農園芸作業、各種商品の製造、菓子箱の組立などのほか、事業所が運営するカフェでの接客業や、職員とともに一般企業へ出向いて企業内で勤務することもあり、より高度な技術を要することもあります。

A型事業所では雇用契約を結んで働くことになりますので、最低賃金額の給料が保障されています。平成30年度の栃木県内A型事業所の平均賃金は、67,887円でした。

### A型事業所に通所できる方

A型事業を利用できるのは、原則高校卒業後から65歳までの方で、身体・知的・精神・発達障がいや難病がある方のうち、以下のいずれかの条件を満たす方です。

- ・就労経験があるが、現在は働いていない方
- ・就労移行支援サービスや特別支援学校での就職活動を経たが、雇用に結びつかなかった方

### A型事業所の選び方

ひとえにA型事業所といっても、さまざまな事業所があります。

自分に合った職場を選ぶために、以下のポイントを参考にして探してみてください。

#### ☑仕事内容が自分に合っているか？

仕事内容は、事業所によって異なります。自分のやりたい仕事ができるか、スキルアップができるか確認しましょう。仕事内容がハローワークの求人情報として公開されている場合もあります。

#### ☑事業所の雰囲気はどうか？

仕事を続けていくうえで、事業所内の雰囲気は大切なポイントです。

見学をし、仕事を行っている利用者の様子や、利用者をサポートする職員の人数、接し方なども確認すると良いでしょう。

#### ☑交通費や昼食等の支給の有無

交通費や昼食等が支給されるかどうかは、事業所によって異なります。見学のときなどに、事業所に確認してみてください。

ある A 型事業所での 1 日の流れ

午前10時	自力で出社 朝礼・作業準備、作業の確認等
午前10時10分	作業 (途中休憩)
正午	昼食・休憩
午後1時	作業 (途中休憩)
午後3時15分	片付け、清掃
午後3時30分	作業終了、自力で退社



市内の A 型事業所 (10月1日時点)

事業所名	アクション下野
所在地	石橋 205-3
電話番号	(39)6361
主な作業内容	施設外就労 (リサイクル作業、施設清掃)